

# 西尾市防災基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 災害予防（第10条—第14条）

第3章 災害応急対策（第15条—第18条）

第4章 復興（第19条）

第5章 応援協力（第20条・第21条）

### 附則

近年、日本各地では大型台風や集中豪雨などによる被害が頻発しており、県内においても平成12年9月の東海豪雨や平成20年8月末豪雨で甚大な被害を受けている。また、平成26年5月に開催された愛知県防災会議において、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果が発表され、本市の被害は、県内で最も深刻なものになるとの予測がされた。

こうした状況を踏まえ、本市では、頻発する自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災事業を最重要施策として位置付け、ハード面及びソフト面において対策を進めている。

災害から命を守るためには、行政が市民を災害から守る「公助」だけでなく、自らの身は自らが守る「自助」、地域においてお互いが助け合う「共助」が必要不可欠である。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、「津波てんでんこ」の教えにより「自助」を実践し、釜石市内の小中学生が、自らの命を津波から守った。また、平成26年11月に発生した長野県神城断層地震では、白馬村において住宅の全壊、半壊等多数の被害を受けたが、「共助」を実践し、住民による迅速な安否確認と救助活動を行ったことで、奇跡的に死者は皆無であった。これらは、行政のみに頼らず、「自助」及び「共助」を実践した結果であったと言える。

これらの教訓から、市民、自主防災組織、事業者、市及び議会が一体となって災害に立ち向かう強い決意を胸に、それぞれの責務を明確にすることで、相互に連携して協力しあいながら、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害に強いまちづくりを推進するため、市民、自主防災組織及び事業者（以下「市民等」という。）、市並びに議会の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害予防、災害応急対策、復興及び応援協力に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (4) 自主防災組織 市民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を営む法人又は個人をいう。
- (6) 防災関係機関 警察、自衛隊、報道機関、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する指定行政機関、同条第4号に規定する指定地方行政機関、同条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関及び公共的団体をいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人等の災害時に特に配慮を要する者をいう。
- (8) 避難行動要支援者 自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

(基本理念)

第3条 市民等、市及び議会は、防災に関する基本的責務を有しており、次に掲げる理念に基づき、災害対策の充実及び強化に努めなければならない。

- (1) 自らの身は自らが守る自助の理念
- (2) 地域においてお互いが助け合い、お互いを災害から守る共助の理念
- (3) 市が市民を災害から守る公助の理念

2 市民等、市及び議会は、地域全体で災害対策に取り組む防災協働社会の形成を目指すとともに、過去の災害から得られた知識及び教訓を後世に伝え、今後起こり得る災害に備えるよう努めなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 法第16条第1項の規定により設置された西尾市防災会議は、法第42条第1項の規定により作成された西尾市地域防災計画を修正する場合、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (2) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (3) 市、自主防災組織又は事業者との災害対策活動における連携及び協力
- (4) 地震による家具等の転倒落下防止
- (5) 飲料水、食料その他の生活必需品の備蓄
- (6) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (7) 災害発生時における家族間の連絡方法及び集合場所の確認
- (8) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (9) 防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加による知識及び技術の習得

2 市民は、災害発生時に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 自己及び家族の安全確保
- (2) 地域の一員としての市民相互の安全確保
- (3) 市、自主防災組織又は事業者と相互に協力した災害応急対策

(自主防災組織の責務)

第6条 自主防災組織は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (2) 防災知識の普及及び防災訓練
- (3) 防災用資機材等の調達、備蓄及び管理

2 自主防災組織は、災害発生時に市民の安全を確保するため、市、市民及び事業者と相互に協力して、災害応急対策に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための

## 準備

- (2) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (3) 市、市民又は自主防災組織との災害対策活動における連携及び協力
- (4) 地震による機器設備等の転倒落下防止
- (5) 飲料水、食料その他の必要となる物資の備蓄
- (6) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の従業員及び事業所に来所する者への周知
- (7) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (8) 従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加による知識及び技術の習得
- (9) 事業継続に係る計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備

2 事業者は、災害発生時に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 従業員及び事業所に来所する者並びに管理する施設及び設備の安全確保
- (2) 地域の一員としての事業所周辺地域の市民の安全確保
- (3) 市、市民及び自主防災組織と相互に協力した災害応急対策  
(市の責務)

第8条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、平常時から次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 災害対策に関する計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
- (2) 県、防災関係機関及び市民等と連携した災害対策
- (3) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (4) 管理する道路施設、河川海岸施設、上下水道施設等の安全確保
- (5) 市民等に対する防災知識向上のための啓発、施策の推進及び支援
- (6) 避難者等に必要となる飲料水、食料その他の必要となる物資の備蓄
- (7) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導、啓発及び支援
- (8) 家具等の転倒落下防止対策の推進及び支援
- (9) 防災情報の収集及び伝達体制の確立

2 市は、災害発生時に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 防災情報の収集及び市民等への情報提供
- (2) 早期の救難、救助、水防活動、消防活動及び応急措置
- (3) 業務継続計画に基づく行政機能の継続性の確保

3 市は、災害発生後に市民等の協力を得て、早期の復旧及び復興に努めなけれ

ばならない。

(議会の責務)

第9条 議会は、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常時から市の地域特性を勘案した防災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

2 議会は、災害発生時に被災状況を把握するとともに、市民に対する情報発信に努めなければならない。

3 議会は、国及び県への働きかけを行い、災害予防、災害応急対策及び復興の推進に努めなければならない。

## 第2章 災害予防

(災害に強いまちづくりの推進)

第10条 市は、道路、河川、海岸、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進しなければならない。

(自主防災組織及びボランティアに対する支援等)

第11条 市は、自主防災組織の活動に対して、指導的役割を担う人材の育成等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、災害発生時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、人材の確保及びボランティアの受入体制の整備に努めなければならない。

(防災知識の普及等)

第12条 市は、防災知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民等の防災意識の高揚を図らなければならない。

2 市は、市民の防災に関する能力向上のため、自主防災組織及び事業者と連携し、積極的に防災訓練を実施するよう努めなければならない。

(要配慮者への支援)

第13条 市民等及び市は、災害発生時に備え、要配慮者に配慮した情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

(避難行動要支援者に係る名簿情報の整備)

第14条 市は、法第49条の10第1項の規定に基づき避難行動要支援者の支援を行うために必要な名簿情報を整備し、法第49条の11第2項の規定に基づき、当該情報を自主防災会、町内会、民生委員その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。

2 前項の規定により、名簿情報の提供を受けたものは、当該名簿情報を適正に管理するとともに、法第49条の13の規定に基づき、避難行動要支援者の支

援以外の目的で使用してはならない。

### 第3章 災害応急対策

#### (災害応急措置)

第15条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関と連携して必要な措置を講ずるとともに、市民等に対し、直ちに避難及び被害の状況並びに応急措置等に関する情報を提供するものとする。

#### (避難対策)

第16条 市は、飲料水、食料その他の避難生活に必要な物資の確保及び供給のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、避難所及び避難場所の確保及び整備に努めるとともに、市民等に避難所、避難場所、避難勧告等の情報を提供するものとする。

3 市は、傷病者に医療を行い、救護するための体制の整備に努めるものとする。

4 市は、避難所で生活する避難者だけでなく、自宅等で避難生活を送る者も支援の対象とするよう努めるものとする。

5 市民は、市及び防災関係機関からの災害に関する情報の収集に努め、危険を認知したときは、自主的に避難するとともに、市から避難に関する情報があったときは、これを考慮して自らの身の安全を確保するよう努めるものとする。

6 自主防災組織は、防災に関する活動を行う機関及び団体と相互に連携し、災害時における市民の避難誘導に努めるものとする。

7 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

#### (緊急輸送対策)

第17条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を円滑に実施するため、関係機関と連携し、道路啓開及び車両等の調達に関し対策を講じ、緊急輸送が円滑に行えるよう努めるものとする。

2 市民等は、災害発生時において、自動車の使用を自粛する等緊急輸送が円滑に行われるように協力するよう努めるものとする。

#### (帰宅困難者対策)

第18条 市は、帰宅困難者に対して適切な情報提供を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員及び事業所に来所する者の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

### 第4章 復興

第19条 市は、国及び県の策定する復興基本方針を受け、市民等の意見等を反映した復興計画を策定し、市民生活の再建及び安定に努めなければならない。

2 市民等は、市の実施する復興事業の推進に協力するよう努めなければならない。

## 第5章 応援協力

(協力の要請)

第20条 市は、災害時に他の地方公共団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行うことができるよう、あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(他の被災地に対する支援)

第21条 市は、甚大な被害を受けた他の被災地に対し、市民等の協力を得て、県及び防災関係機関と共に必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市民等は、県、市及び防災関係機関が行う支援に協力するよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。